令和6年4月2日付け島根県報号外第42号中

# 島根県報

令和6年9月27日(金)

第 5 5 3 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

(廃棄物対策課)

【告示】		
令和6年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	( " )	3
生活保護法の規定による指定施術機関の指定辞退の届出	( " )	3
農地を利用する権利の設定に関する裁定	(農業経営課)	3
保安林の指定(2件)	(森林整備課)	4
保安林の指定の解除	( " )	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6
土砂災害警戒区域の指定の解除	( " )	6
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	( " )	6
【公告】		
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	7
【選管告示】		
政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		7
【正 誤】		

## 告示

#### 島根県告示第591号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生(陸上・海上・航空自衛隊)

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者 ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。
- (2) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 3 募集期間

令和6年10月1日(火)から同年11月28日(木)まで

4 試験種目

筆記試験(国語・数学・地理・歴史・公民・作文)・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

- 5 試験期日・試験場
  - (1) 筆記試験・適性検査

令和6年12月6日(金)から同月8日(日)までのうち1日ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和6年12月14日(土)から同月15日(日)までのうち指定する1日 陸上自衛隊出雲駐屯地(出雲市松寄下町1142-1)

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10 (電話0852 (21) 0015)

#### 島根県告示第592号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
中田 京介	中田整骨院	柔道整復	雲南市三刀屋町三刀屋280	令和6年1月1日

#### 島根県告示第593号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施 術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
小野寺 左竜	訪問鍼灸治療 いぶき庵	はり・きゅう	出雲市渡橋町681-2-210	令和5年9月1日
中田 吉繁	中田整骨院	柔道整復	雲南市三刀屋町三刀屋280	令和5年12月31日

#### 島根県告示第594号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	辞退する事業	施術所の所在地	辞退年月日
竹﨑 励	竹﨑鍼灸整骨院	柔道整復	出雲市平田町1825-8	令和5年5月31日

#### 島根県告示第595号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
益田市向横田町口136番	田	1,008
益田市向横田町口111番1	田	958

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
水田として利用	令和7年1月1日	権利の始期から令和10年12月31日	39, 320
		まで	

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1
- 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
益田市向横田町口136番	石川 学
益田市向横田町口111番1	石川 学

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

#### 島根県告示第596号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市東出雲町上意東字平岩1409、1411、2675、2676

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第597号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
  - 松江市鹿島町南講武字向垣1013
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第598号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 安来市広瀬町西比田2742-7
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### 島根県告示第599号

令和6年島根県告示第528号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
大田市山口町山口一免1093続3	三谷 権市
大田市鳥井町鳥井市杵島1290-2	佐北賣山神社 宮司
大田市鳥井町鳥井明年峠1507-4	大原 久太郎
大田市鳥井町鳥井明年峠1518-1、2092-6	大原 甚平
大田市鳥井町鳥井明年峠1522	石田 秋二郎
大田市鳥井町鳥井迫1723-7、2007-7	原潔
大田市鳥井町鳥井百済1724-2、1731-1	笠飯 茂人
大田市鳥井町鳥井百済1730-2	笠飯 秀市
	笠飯 善吉
	田中 実造
大田市鳥井町鳥井宇津宮1765-2	渡辺 治三郎
大田市鳥井町鳥井桜田1771-7、1774-2	石田 貞七
大田市鳥井町鳥井桜田1774-16、1774-17、1781-12	細田 敏章
大田市鳥井町鳥井狼段原1874-2、八幡原2103	渡辺 京藏
大田市鳥井町鳥井鼠谷1885-10	木村 廣作
大田市鳥井町鳥井大迫1891-7、石藤四郎2086-1	大原 喜代太郎
大田市鳥井町鳥井大迫1894-12	大原 伊太郎
大田市鳥井町鳥井高浜1938-10	大原 鈴子
大田市鳥井町鳥井高浜1938-12	中島 キョノ
大田市鳥井町鳥井迫2004-1	田中 實造
大田市鳥井町鳥井迫2009	田辺 アキノ
大田市鳥井町鳥井迫2010-1	原佐十
大田市鳥井町鳥井七百谷2035-2	石田 林太郎

大田市鳥井町鳥井百済2059	大沢 勘二郎
大田市鳥井町鳥井笠ケ鼻2077-2	篠原 松二郎
大田市鳥井町鳥井笠ケ鼻2080-1	大原 米四朗
大田市鳥井町鳥井笠ケ鼻2081-1	岡田 義男
大田市鳥井町鳥井水谷2085-1	大野 清吉

#### 島根県告示第600号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 西案内(追加)
- 2 土地の表示

昭和61年島根県告示第408号(西案内区域に限る。以下「告示」という。)で指定した標柱10号から14号までを順次 結んだ線、告示で指定した標柱14号と次に掲げる地番の土地に存する標柱30号を結んだ線、標柱30号と31号を結んだ線 及び告示で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱31号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標柱番号
雲南市木次町西日登633番	30号
〃 630番	31号

#### 島根県告示第601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第218号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

大正西1A

3 解除に係る区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。)

#### 島根県告示第602号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第220号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項

において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

大正西1A

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり(「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 都市計画の種類
  益田都市計画公園
- 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

# 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月27日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
後藤昭三後援会	後藤 昭三	嘉本 憲二	雲南市三刀屋町古城128番地1	令和6年8月29日
広野ゆうじ後援 会	廣野 祐二	廣野 恵子	雲南市木次町寺領275	令和6年9月5日
たかはし美佐子 後援会	幸泉 進	高橋 敬二	雲南市大東町西阿用449	令和6年9月10日
わたなべ良平後	渡部 良平	福浦 俊太郎	松江市国屋町513-5	令和6年9月13日

援会

正 誤

令和6年4月2日付け島根県報号外第42号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から10	第2条第6号中	第2条中第7号を第8号とし、同条第6号
			中